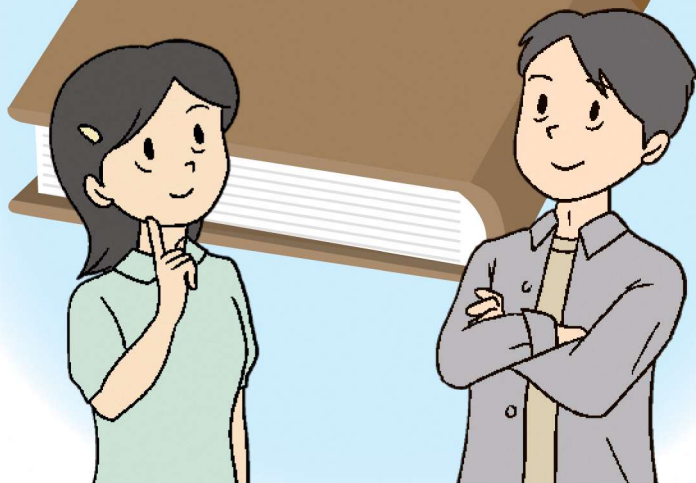


私たちの**人権**と**憲法**

日本国憲法公布80年

1946(昭和21)年11月3日 公布(文化の日)

1947(昭和22)年5月3日 施行(憲法記念日)



草津市立人権センター



日本国憲法のはじまり

～ 平和への願い ～

日本国憲法は、第二次世界大戦後に作られました。

戦争によって多くの尊い命が失われた経験から、「二度とこのようなことを繰り返してはならない」という深い反省と、「平和で民主的な国に生まれ変わろう」という強い決意が込められています。

～ 誰もが大切にされる国へ ～

日本国憲法は、それまでの憲法で制限されていた一人一人が持つ権利を大切にしています。

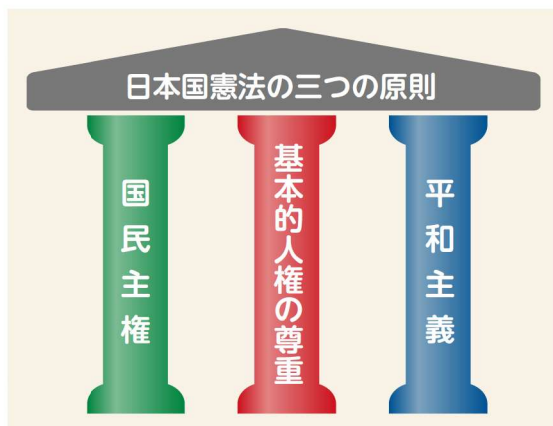
一部の力を持つ人が国を動かすのではなく、一人一人の意見が尊重され自由や権利が何よりも大切にされる社会を目指しています。

わたしたちの「あたりまえの毎日」が、どのような約束（憲法）によって支えられているのか、一緒に確かめてみましょう。



日本国憲法のきほん

小学校では、日本国憲法の三つの原則が、それぞれ、わたしたちのくらしと、どのようにつながっているのか。また、基本的人権には、次のように様々な権利があることについて学んでいます。



国民の 基本的人権	個人の尊重 と法もとの 平等	男女の平等	思想や学問 の自由	言論や集会 の自由
信教の自由	生命・身体 の自由を侵 害されない	居住・移転 と職業を 選ぶ自由	健康で 文化的な 生活を営む 権利	教育を受け る権利
働く権利	団結する 権利	選挙する 権利・選挙 される権利	裁判を受け る権利	



基本的人権の尊重

人権って
そもそもなに？

人権は誰かから
与えられるものなの？

人権が保障される条件は？



自由を守るためには？

憲法で大切に
していることは？

差別は絶対に許されない！

基本的人権の尊重とは、すべての人が生まれながらに持っている大切な権利や自由を、国が保障し、守り続けなければならないという考え方です。憲法はこの基本的人権を重要な価値として位置づけており、たとえどのような理由があっても、決して不当に侵してはならないとしています。

たとえば、「国民的課題」とされた部落差別は、基本的人権を侵害する最たるものの一つであり、早急に解消しなければいけません。

また、様々な差別を解消するために、2016（平成28）年に施行された次の3つの法律は、「人権三法」と呼ばれ、憲法の理念をもとに定められました。

- 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）
- 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）
- ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

国民主権

国民が主権を
もっているの？

国民主権じゃ
なかったら？

政治の決定権は
誰のもの？

選挙の大切さって？

多数決で
決まったことが
すべてですか？

国民の責任とは？



国民主権とは、国の政治の主役は国民であるという考え方です。

これは、政治の最終的な意思決定権は国民にあり、国民が選んだ代表が政治をおこなうことを意味しています。

したがって、国の進む道を決める私たちの代表者である国会議員を選挙で選ぶことは、この国民主権を支える具体的な行動の1つです。

一方で、私たちは「社会を形作る一員」としての責任も求められています。政治が誰か特定の人のためだけに行われるのではなく、すべての人にとって公平であるためには、私たち自身が他の人の意見や権利をお互いに尊重しなければなりません。自分と異なる考えを排除せず、互いに支え合いながら、納得できる結論を探していくことが大切ではないでしょうか。





平和主義

平和って
どんなこと？

武力での
問題解決はダメ？

戦争をしないと
誓ったの？

日常生活の平和とは？

戦争をしなければ
平和？

平和のためにできることは？



平和主義とは、平和な社会を守り続けるために戦争をしないとする考え方です。

日本国憲法には、二度と悲惨な経験を繰り返さないために、戦争を放棄し、武力を持たず、いかなる争いも武力によって解決しないという強い決意が込められています。

しかし、「平和」は単に「戦争がない状態」だけを指すではありません。平和は、私たち一人一人の日常のあり方にも深く関わっています。自分とは異なる立場や考えを持つ人を尊重し、対立が起きたときには、想像力や言葉を尽くして解決しようと努力すること。そして、誰かを傷つける差別や偏見をなくしていくこと。これらはすべて、平和を支える具体的な行動です。

もし私たちが、誰かへの憎しみから生まれる対立や差別を放置したら、それはいつか平和な社会を手放すことにつながるかもしれません。





平和主義（第9条）

もし戦争が始まってしまうと、わたしたちは、自由に将来の夢を描くことができないかもしれません。

憲法では、戦争を二度と繰り返さない決意を表しています。



世界には約25万人のこども兵士が存在しています。こどもたちは誘拐や貧困、復讐心など様々な理由で兵士、戦場の運搬役やスパイ、性奴隷として利用されています。国際法で禁止されていることですが、依然として解決されていません。

日本では、子どもの権利条約の4つの原則（差別の禁止、こどもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重）を基本理念に「こども基本法」（2023（令和5）年）が施行されています。



法の下での平等（第14条）

親切からのアドバイスが、誰かの夢を奪っていることがあります。枠にあてはめて個人を判断することは、平等をはばむ壁になっています。憲法は、あなたがあなたであることが守られる社会を保障しています。



文部科学省の報告によると、日本の理工系学部に占める女子学生の割合は、OECD（経済協力開発機構）諸国で最下位です。その原因として、「女性は理工系に向かない」というアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があるといわれています。

2026（令和8）年度入試では、国公立で38大学、49学部が「女子枠」（理工系の女子を対象とする選抜）を導入しています。

「制限選挙(高額納税者の男子のみ)」
1889(明治22)年

有権者数：全人口の1.1%



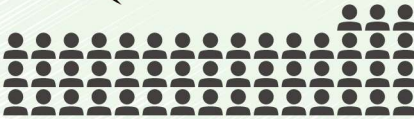
「男子普通選挙(25歳以上)」
1925(大正14)年

有権者数：全人口の20.0%



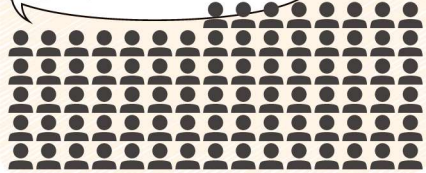
「男女普通選挙(20歳以上)」
1945(昭和20)年

有権者数：全人口の48.7%



「18歳選挙権」
2015(平成27)年

有権者数：全人口の83.7%



参政権 (第15条)

選挙制度が始まったころは、選挙に参加できる人はごく少数でしたが、制度の改革により、今では多くの人が選挙に参加できます。

憲法は、国の進む道を決める代表者を選ぶことを通じて、国民一人一人が国政に参加する権利を示しています。



参政権は、選挙を通じて政治に参加し、社会のあり方に自ら関わるための基本的な権利です。

2026(令和8)年2月の衆議院選挙の投票率は、約56.26%でした。わたしたち一人一人が主体的に政治に関わろうと意識することで、参政権という権利は本当の意味で生きてくるのではないのでしょうか。



表現の自由 (第21条)

憲法では、一人一人の考えや意見を自由に表現する権利を保障しています。検閲の禁止や通信の秘密が定められ、自由な発信が守られています。一方で、他人の名誉やプライバシーなどを傷つけないように配慮し、責任ある表現が求められます。



SNSの普及により差別的言動や誹謗中傷が拡散しやすく、法務省の人権相談は、2025 (令和7) 年には、17万件以上あります。

表現の自由が、差別的表現にも及んでしまうことの対策として、表現の自由を守りつつネット被害から基本的人権を保障するために情報流通プラットフォーム対処法が定められています。



居住、移転の自由（第22条）

憲法は、住む場所の自由を保障しています。しかし、現実には、住んでいるところや出身地で差別されることがあります。自由は、人の心にある思い込みや無意識の偏見によって制限されてしまうものではありません。



居住の自由は、もともと保障されていたものではありません。江戸時代の身分制度では、身分により住む場所や移動が制限されていました。

明治時代のいわゆる「解放令」で制度上は自由が認められましたが、差別意識は残り実質的な自由は保障されていませんでした。

居住の自由は、こうした歴史を経て現在、保障されている権利です。



婚姻は両性の合意のみに基づく（第24条）

1947(昭和22)年に民法が改正されるまでは、日本の家族は、戸主が家族を統率し、結婚も家と家とのつながりが優先される仕組みでした。

憲法では、結婚は本人同士の自由な意思と対等な関係で成り立つべきものとしています。



2022（令和4）年の民法改正以前は、「女性は16歳、男性は18歳で結婚できる」、「20歳未満の結婚は親の同意が必要」となっていましたが、現在は、18歳になれば「両性の合意のみ」で結婚でき、18歳未満の結婚は例外なく不可となっています。



教育を受ける権利・教育を受けさせる義務（第26条）

憲法は、教育を受けることを一人一人の権利として保障するとともに、保護者には、教育を受けさせる義務があることを示しています。また、義務教育の実施については、国と地方公共団体が責任を負うとされています。（教育基本法2006（平成18）年改正）



憲法に「義務教育は、これを無償とする。」と定められながらも、実際には教科書代の保護者負担があったため、無償化を求める市民運動が起こり、1963（昭和38）年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が制定されました。

現在では、2016（平成28）年に制定された教育機会確保法により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談支援、ICTを活用した在宅学習、フリースクール等との連携など、多様な学びの場の確保が進められています。



勤労の権利、義務（第27条）

憲法は、すべての国民の働く権利を保障し、働くことが義務であることを示しています。社会の一員として働く意思を持ち、勤労を通じて社会に参加する責任を示しています。



国は、ハローワークなどの職業紹介や職業訓練によって就職機会を広げています。

また、最低賃金制度や労働基準法により、労働時間・賃金・安全衛生などの最低基準を保障し、働く人の生活と健康を守っています。

さらに、憲法では、「児童酷使の禁止」が明記され、こどもたちが過酷な労働環境におかれることを防いでいます。

部落差別の解消と憲法第14条



※1946(昭和21)年7月16日 憲法改正案委員会議事録より

差別解消の取り組みの歴史

1 いわゆる解放令

百姓や町人からも差別されてきた人々は、これからは身分・職業とも平民と一緒にする
(1871年8月28日布告 太政官布告)

2 日本国憲法第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない
(日本国憲法第14条 1947年5月3日公布)

3 部落差別の解消の推進に関する法律

第1条 この法律は、現在なお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である……、部落差別の解消を推進し、もって差別のない社会を実現することを目的とする。

(2016年12月16日公布・施行)

あなたは、あなたの人生の主人公

あなたは、あなたであるだけで、大切な人

あなたは、誰のものでもない

あなたは、どこに住んでもかまわない

あなたは、どんな仕事についてもかまわない

あなたは、誰と結婚してもかまわない

あなたは

ほかの人にめいわくをかけなければ

自分で自分の生きがいを見つけて

自分の人生を歩むことができる



それが「自由」です

13条 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

(「憲法って、何だろう？」日本弁護士連合会より)

草津市立人権センター “ぴーぷる”

【住 所】 草津市大路二丁目1番35号 キラリエ草津3階

【電 話】 077-563-1765

【FAX】 077-563-7070